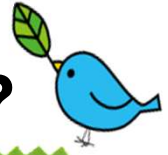


子ども食堂を応援します！

子ども食堂 を始めてみませんか？



家庭的な雰囲気のもと、地域の子どもの対象に食事や地域住民との交流の場、学習機会の提供などを行う「子ども食堂」を実施する団体に対して、その開設及び運営に要する経費の一部を補助します！

1 子ども食堂って？

- ・子どもが一人でも行けて、無料又は低額で食事を提供している地域の居場所
- ・子どもだけでなく、あらゆる世代の誰かが一緒に過ごせる場所
- ・食事の提供以外にも、宿題を一緒にしたり遊んだりできる場所
- ・困ったことを相談できる場所



2 補助対象者

次の要件を全て満たしている団体

- ①本市において活動する団体であること。
- ②1年以上継続して、子ども食堂を運営する意思及び能力を有すると認められること。
- ③組織及び運営に関する事項を定めた会則、規約等があること。
- ④政治的活動又は宗教的活動を行うことを目的としていないこと。
- ⑤活動の内容が公の秩序又は善良の風俗に反するものでないこと。
- ⑥暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- ⑦申請時において、本市の市税に滞納がないこと。

3 実施の要件

- ①開催又は配付の頻度は、1月当たり1回以上であること。
- ②開催時間は、1回おむね1時間以上であること。
- ③1回の開催又は配付につき10食以上の食事の提供ができる体制であること。
- ④補助対象事業の実施に当たり、保健所等関係行政機関に事前に相談し、その指導を遵守すること。
- ⑤支援が必要な子どもと関係機関とをつなぐことができる体制であること。
- ⑥地域の子どもの参加できるように広報活動を行うこと。
- ⑦営利を目的としたものでないこと。
- ⑧政治的活動又は宗教的活動に関するものでないこと。
- ⑨補助対象事業に関し、国又は地方公共団体等から、補助金、負担金又はこれらに類するものの交付を受けていないこと。
- ⑩事業に関連する事故をカバーするための保険に加入すること。



4 補助対象事業・補助金額

対象事業	補助金額
①子ども食堂の開設	上限 100,000円 （初年度限り）
②運営（食事の提供・配布等の活動）	1回あたり 7,000円 （月4回上限）
③学習支援加算 子ども食堂開催日に併せて学習教室などを実施し、子どもに無料又は低額で学習機会を提供	1回あたり 5,100円 （月4回上限）
④相談支援加算 子ども食堂開催日に併せて相談窓口の設置やコーディネーターを配置するなど、無料で子ども等を必要な支援につなぐ	1回あたり 5,100円 （月4回上限）

※対象となる経費は裏面をご覧ください。

※補助金の交付決定を行った後、各団体からの請求に基づき、概算払いで交付します。

※確定した事業に係る経費が補助交付済額を含む収入の総額よりも少ない場合は、その差額は返還となります。

裏面もあります

5 補助の対象となる経費

①開設経費

項目	主な内容
工事請負費	事業実施に当たっての施設改良等に係る費用
施設修繕料	事業実施に当たっての施設修繕に係る費用
消耗品費	食器、調理用具等（1件10,000円未満のもの）の購入費
備品購入費	調理用具、家電等（1件10,000円以上のもの）の購入費
手数料	食品衛生責任者養成講習会の受講料
使用料・賃借料	実施施設の使用料や賃借料

・①②ともに、交付決定日から**令和8年3月31日**までの期間に支出するもの

②運営経費、学習支援、相談支援

項目	主な内容
報償費	ボランティアや講師等に支払う謝金
職員手当	スタッフ等に支払う手当
食糧費・賄材料費	食料品、食材等の購入費
消耗品費	食器、学習用品、絵本、衛生用品等（1件10,000円未満のもの）の購入費
備品購入費	調理用具、家電等（1件10,000円以上）の購入費
燃料費	暖房設備等の燃料代
印刷費	チラシ・ポスター等の印刷費
光熱水費	実施施設の電気・水道・ガス代
通信運搬費	連絡に要する電話料金や郵送料
広告料	広告媒体に掲載するための費用
保険料	傷害・賠償責任保険等の保険料
手数料	食品衛生責任者養成講習会の受講料
使用料・賃借料	実施施設の使用料や賃借料

6 補助金申請方法

下記の必要書類を、原則、子ども食堂実施（食材の購入等）の2週間前までに申請してください。審査後、交付が認められた場合は通知します。

※申請に必要な書類は、高松市のホームページからダウンロードできます。

※予算がなくなり次第申請受付を終了します。

【必要書類】

- ①高松市子ども食堂開設運営事業補助金交付申請書
- ②団体の概要が分かる書類（団体概要書）
- ③団体の会則、規約等の写し
- ④事業計画書
- ⑤収支予算書
- ⑥市税納付状況確認同意書

※ 交付決定を急ぐ場合は、市税の滞納がないことの証明書

高松市ホームページ



7 活動・実施報告

- ・活動報告書の提出（毎月の実施状況を翌月10日まで）
- ・実績報告書の提出（事業完了の日から20日以内又は年度末までのどちらか早い日まで）
- ・事業内容を変更する時は、市の承認が必要
- ・補助事業に係る帳簿類及び証拠書類は、事業終了後5年間保存
- ・虚偽の報告、条件に違反、指示に従わない時などは、補助金は返還

8 申請・お問合せ先

高松市 子育て支援課
（市役所6階）

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

電話 087-839-2354

FAX 087-839-2379

E-mail kosodate@city.takamatsu.lg.jp

立上げ支援・運営などのご相談はこちら



たかまつ子ども食堂ネットワーク

電話 087-816-7700

所在地 香川県高松市出作町382-1

酒井ハイツ110

（NPO法人子育てネットひまわり内）